② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

橋梁上部工を架設した工事（橋梁の種別・形式は問わない。）

⑸ 配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者及び現場代理人を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定された工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評価点合計が65点未満のもの、並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とする。

① 主任（監理）技術者にあっては、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下のものをいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた管理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

② 主任（監理）技術者が１級土木工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。

③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 現場代理人又は主任（監理）技術者が元請としてしゅん功認定された、次に示す同種工事の経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを工事実績と併せて提出すること。）。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。

求める経験

橋梁上部工を架設した工事（橋梁の種別・形式は問わない。）

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 当該工種について、中日本高速道路株式会社での令和３・４年度における各年度の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績がない場合は65点とする。

⑼ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、発注者が過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案

・工事目的物の大きな変更を伴うなどの契約単価の変更が生じる提案

・交通保安要員を追加配置する提案

・標準案※を超える本線交通規制が必要な提案

・本線出入口を構造変更する提案

・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加が伴う材料の変更についての提案

・コンクリートの表面保護工として含浸材などを塗布する提案

・設計図書に記載のない工程制約が発生する提案

※標準案とは、設計図書に示す図面、特記仕様書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準に基づいた内容をいう。

提案書に記載する文字サイズについては原則10ポイント以上を使用するものとする。また、「技術提案の内容」に付随して求める「具体的手法」や「提案の効果」、「検証・報告の方法」等の記載及び「説明用の図表・写真等」全てを含みＡ４サイズ片面１枚に１評価項目を収めるものとする。「説明用の図表・写真等」に記載する文字の大きさ（フォント）は、本文の文字と同じサイズとする。所定の枚数を超えている場合は「不採用」とする。

⑶ 技術提案評価項目及び評価指標　技術提案は、評価項目毎にそれぞれ２提案以内とし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関する全ての提案は「不採用」とする。また、提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。

特記仕様書「13―９　安全に関する新技術を活用した工事中事故防止対策」において、共通仕様書第１章に追加した「１―66―２　工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案書の提出」に基づき提案を予定しているものは除く。

① 工事目的物の性能・機能に関する事項

橋軸直角方向に複数断面分割したプレキャスト合成床版に取替えるうえで、長期的な維持管理を見据えたプレキャスト合成床版接合部における施工上配慮すべき項目について

評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

② 社会的要請に関する事項(1)

供用中の狭小な施工ヤード内で行う床版取替作業に関する安全管理について

評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価